



カナダ国政府と全カナダ日系人協会との間の合意諸条件 承 認

カナダ人は国民として人種的、民族的起源を問わず万人のため平等と正義が確保される社会の創造を追求する義務を認めている。

第二次世界大戦中、戦後、その大部分がカナダ市民である日本に先祖を持つカナダ人は、そのコミュニティに対してカナダ政府によってとられた前例のない行為による損害を蒙った。

当時、軍事的に必要と考えられたことであったとしても、第二次大戦中の日系カナダ人の強制移動と収容、そして戦後の強制送還と追放とは不当なものであった。振り返って見ると選挙権の剝奪、抑留、個人並びにコミュニティの財産の没収と売却、追放、強制送還、行動の自由の制限など戦後まで続いた処置は人権差別思想の影響によるものであった。収容された日系カナダ人の財産は売却処分され、その収益は彼ら自身の収容の経費として用いられた。

上記のような不正の数々を承認することにより、過去に行われた越権が非難されるべきものであること、そしてカナダにおける正義と平等の原則が再確認されたことを全カナダ国民に告知するものとする。

それ故に全カナダを代表してカナダ政府はここに次のことを行うものとする。

1. 第二次世界大戦中、戦後の日系カナダ人の取扱いは不当なものであり、今日理解されている人権の原則を侵害するものであったことを承認する。
2. 政府の権限を最大限に行使して同様な事態が再び起らないよう務めることを誓う。
3. 多大な圧迫や苦難にもかかわらず、始終カナダに対する献身的態度と忠誠を守り続け、カナダ国民の発展に多大な貢献をなしている日系カナダ人の不屈の精神と決断力とを認め、これに大いなる敬意を表する。